

住民課からのお知らせ

① 国外へ転出される方へ

帰国して転入の手続きをするときには、**入国のスタンプ（証印）のあるパスポート**が必要になります。

※帰国後、本籍地以外に転入するときは、戸籍謄本と戸籍の附票が必要になります。

② 本人確認について

近年、本人の知らない間に住所を異動する届出がされ、勝手に住民票を取られたり、保険証を作られたりする虚偽の住所異動届出が全国的に発生しています。町では、こうした犯罪の発生を抑止するため、転出・転入・転居など住所異動の届出をされる方について、身分証明書（※下記参照）の提示をお願いしています。届出の際には本人を確認できる書面をお持ちください。本人を確認できる書面をお持ちでない人も届出はできますが、前の住所地宛てに届けを受理したことを郵送で通知します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※本人確認に使用できる書面

- 運転免許証やパスポート、写真付きのマイナンバーカードなど、または官公署が発行し、顔写真が貼付されている身分証明書。いずれも有効期限内のものに限ります。
- 写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、氏名・住所・生年月日などがわかる証明書を2つ以上お持ちください。

税務課からのお知らせ

- ① **町県民税（住民税）**は、毎年1月1日現在に住所がある人に対して、その住所地の市町村が課税します。他市町村に転出された場合、その年度内の住民税は、転出前の住所地に納めていただきます。
- ② **固定資産税**がある場合は、転出しても固定資産のある市町村から課税されます。
- ③ **国民健康保険税**は、税額に変更が生じた場合、税務課から通知いたします。
- ④ **軽自動車税**（二輪・小特などを含む）は、毎年4月1日現在の主たる定置場の市町村が課税します。他市町村に変更された場合でも、その年度内の軽自動車税は、4月1日現在の定置場の市町村に納めていただきます。軽自動車などの住所変更の手続きも忘れずに行ってください。

固定資産や軽自動車などをお持ちの方で、納税通知書の送付先などについて相談したい方は、税務課にお寄りください。

